

東大阪市
パートナーシップ制度
手続きガイドブック



東大阪市

目次

1	東大阪市パートナーシップ制度とは	1
2	届出をすることができる方	2
3	届出の流れ	3
4	届出に必要な書類	4
5	子又は親の記載に関する届	5
6	パートナーシップ届出証明カード	6
7	証明カードの再交付・返還等	6・7
8	届出事項の変更について	7
9	パートナーシップ制度自治体間連携について	8・9
10	Q&A	10

1. 東大阪市パートナーシップ制度とは

東大阪市では、性別等にかかわらず全ての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、令和8年7月より「東大阪市パートナーシップ制度」を開始します。

「東大阪市パートナーシップ制度」は、双方又は一方が性的マイノリティ当事者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力しあう関係にあることを市に届出し、市がその関係性を証明する制度です。証明により法的な効力（婚姻、親族としての関係性の形成、相続、税法上における控除等）が生じるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。届出されたお二人には審査のうえ「パートナーシップ届出証明カード」（以下、「証明カード」といいます。）を交付します。

希望者は、証明カードに子又は親（以下、「子等」といいます。）を記載することができます。

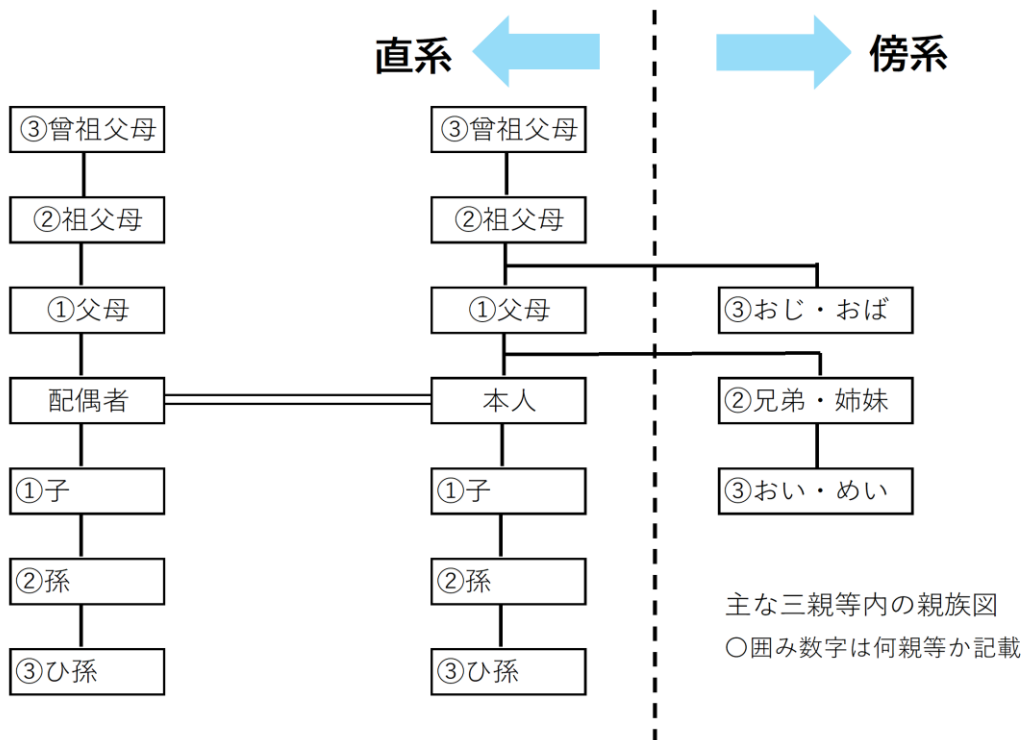
2. 届出をすることができる方

届出をされるお二人が、下記のすべての要件を満たしている必要があります。

1. 民法第4条で規定する成年に達していること
2. 少なくともいずれか一方が東大阪市内に住所を有していること
3. とともに現に婚姻（事実婚も含む）をしていないこと。
4. とともに現に届出をしようとする相手方以外とパートナーシップ関係ではないこと。
5. 民法第734条及び第735条に規定する婚姻ができない続柄でないこと。

（養子縁組によって近親者となった場合を除く）

届出ができない関係（直系血族など）



6. 子（養子・里親を含む）又は親（養親を含む）を記載する場合、パートナーシップ関係にある者の子等であること。

3. 届出の流れ

①必要書類を揃えて市へ届け出る

- ・届出を行う際に必要な書類（4～5ページ）を準備し、下記提出先へ郵送もしくは持参にて届出を行ってください。

【書類提出先】

東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1（東大阪市役所本庁舎16階）

電話：06-4309-3300

受付時間：平日9時から17時30分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

②届出の受理

- ・提出された書類の内容を審査し、内容等に不備・不足がなければ届出を受理し、証明カードを発行します。
- ・証明カードには受理日を記載します。（郵送の場合は、書類の到着日と受理日が異なる場合がございます。）

③証明カードの交付

- ・証明カードが完成しましたら、多文化共生・男女共同参画課より証明カードのお受取日時についてご連絡いたします。
- ・予約日当日は、本人確認書類をお持ちの上、必ずお二人揃って多文化共生・男女共同参画課までお越しください。



4. 届出に必要な書類

① パートナーシップ届出書（様式第1号）

② 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し

※一人1通の提出をお願いいたします。

※住民票の写し又は住民票記載事項証明書について、同一世帯の場合はお二人で1通の提出で構いません。

※住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

※届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

③ 戸籍全部（個人）事項証明書、独身証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類

※外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等及び独身を証明できる書類に日本語の翻訳文を付けたもの。翻訳した者の氏名を記入したものに限りです。

※届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

④ 本人確認書類（有効期限があるものについては有効期限内のものに限りです。）

1枚の提示で足りるもの	2枚の提示で足りるもの
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（マイナンバーカード）・運転免許証・旅券（パスポート）・障害者手帳（顔写真付き）・在留カード又は特別永住者証明書・そのほか、官公庁が発行した免許証等で顔写真があるもの。	<ul style="list-style-type: none">・健康保険資格確認書・国民年金手帳・各種医療証・そのほか、官公庁が発行した免許証等で顔写真がないもの。

〈性別違和などの理由で通称名の使用を希望される方〉

通称名を日常的に使用していることが分かる書類（社員証等（顔写真付き）、郵便物（届出時点の住所が記載されたもの）など）

上記の確認書類の提出が出来ない方は一度ご相談ください。

5. 子又は親の記載に関する届

届出される方の双方又は一方の子等の氏名、続柄及び生年月日の記載を希望するときは、パートナーシップ届出書（様式第1号）又はパートナーシップ届出事項変更届（様式第6号）にて届出を行っていただく証明カード裏面の特記事項に記載をすることができます。15歳未満のお子さまに関する届出については、必ず制度について十分にご説明いただくようお願いいたします。

【必要書類】

①戸籍全部（個人）事項証明書等、子等である事実が確認できる書類

※届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

②子が15歳未満の場合は、住民票の写し等で子と届出者が同居していることが分かる書類

※届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

※パートナーシップ届出事項変更届（様式第6号）の届け出を行う際に、①及び②について、パートナーシップ届出書（様式第1号）の添付書類で確認できる場合は、省略できます。

③子等が15歳以上の場合は、子又は親の記載に関する同意書（様式第3号）

★子等の氏名削除について★



証明カードから子等の氏名を削除する場合は届出が必要となります。詳細は「8. 届出事項の変更について」をご確認ください。また、証明カードに氏名を記載された子等が氏名削除を希望する際は、下記の必要書類を提出いただければ削除することができます。ただし、申し立てできる子等は15歳以上に限りです。

【必要書類】

- ・子又は親の氏名記載削除に関する申立書（様式第4号）
- ・本人確認書類（4. 届出に必要な書類④に記載されているものと同様のもの）
- ・証明カード（2枚とも）

氏名削除後は新しい証明カードを交付するため、旧の証明カードを返却していただきます。万が一、証明カードが返却されない場合、お持ちいただいている証明カードは無効扱いとなります。

6. パートナーシップ届出証明カード

交付番号 第 号	
 パートナーシップ届出証明カード	
東大阪市パートナーシップ制度実施要綱に基づき、 届出を受理したことを証します。	
(本人)	(パートナー)
様	様
(年 月 日生)	(年 月 日生)
	
年 月 日	印
東大阪市長 ○○ ○○	

この証明カードの提示を受けられた方へ

この証明カードは、東大阪市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを届け出たことを証することにより、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。この証明カードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

子の氏名 ○○ ○○ 様(年 月 日生)

親の氏名 ○○ ○○ 様(年 月 日生)

7. 証明カードの再交付・返還等

○証明カードの再交付

証明カードを紛失、毀損・汚損等した場合は、証明カードの再交付ができます。

毀損・汚損で再交付を希望される場合は、交付済みの証明カードと引き換えとなります。手続希望の際は下記の書類を持参してください。

【必要書類】

- ①パートナーシップ届出証明カード再交付申込書(様式第2号)
- ②(毀損・汚損の場合)双方の証明カード
- ③本人確認書類(4. 届出に必要な書類④に記載されているものと同様のもの)

○証明カードの返還

以下のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ届出証明カード返還届(様式第7号)を提出するとともに、証明カードを返還いただきますので、来庁又は郵送にてお手続きをお願いします。

- ・パートナーシップ関係が解消されたとき。
- ・一方が死亡したとき。
- ・双方とも東大阪市外に転出したとき（10. パートナーシップ制度自治体間連携を行っている自治体へ転出した場合を除く）。
- ・その他「2. 届出をすることができる方」の要件を満たさなくなったとき。

返還があった場合もしくは届出が無効と判明した場合には、無効な証明カードとしてカードの交付番号を市のウェブサイトにて一定期間掲示します。

8. 届出事項の変更について

氏名、住所等に変更が生じた場合は届出が必要となります。変更届提出時に必要な書類は下記のとおりです。

【必要書類】

- ① パートナーシップ届出事項変更届（様式第6号）
- ② 氏名変更された場合は、その事実が確認できる書類（戸籍全部（個人）事項証明書等）
- ③ 住所変更された場合は、その事実が確認できる書類（住民票の写し等）
- ④ （証明カード記載事項に変更がある場合）双方の証明カード
- ⑤ 本人確認書類（4. 届出に必要な書類④に記載されているものと同様のもの）

9. パートナーシップ制度自治体間連携について

パートナーシップ制度は自治体ごとの制度であるため、各自治体での手続きを必要としています。同様の制度を実施している自治体と協定を締結し、手続きの負担軽減に努めています。

○東大阪市へ転入する場合

(1) 自治体間連携先の自治体で発行された証明書をお持ちの場合

以前お住まいの自治体で発行された証明書を本市でご利用いただくことはできません。転入届出後、本市で継続申告をしていただくようお願いいたします。その後、新しいカードの発行を行います。継続申告の際は下記の書類が必要となります。

【必要書類】

- ①パートナーシップ関係継続申告書（様式第8号）
- ②以前お住まいの自治体のパートナーシップ証明カード（2枚とも）
- ③住所を異動したことを証する書類（住民票の写し等）
- ④本人確認書類（4. 届出に必要な書類④に記載されているものと同様のもの）

(2) 大阪府の「パートナーシップ宣誓書受領証」をお持ちの場合

現在お持ちのパートナーシップ宣誓書受領証はそのままご利用いただけます。ただし、特記事項に子等の氏名等の記載を希望する場合は、本市での届出が必要となります。届出を行う際は、上記（1）の方法と同様となります。

(3) 自治体間連携先以外の証明書をお持ちで、東大阪市へ転入される場合

「3. 届出の流れ」及び「4. 届出に必要な書類」をご参照のうえ、申請をお願いいた

します。また、以前お住まいの自治体で発行された証明書の返還方法については発行先の自治体へご確認ください。

(4) はじめて届出を行う方

「3. 届出の流れ」及び「4. 届出に必要な書類」をご参照のうえ、申請をお願いいたします。

(5) (1) ~ (4) に該当しない方

多文化共生・男女共同参画課へご相談ください。

○東大阪市から転出する場合

(1) 東大阪市から自治体間連携先へ転出する場合

東大阪市から自治体間連携を締結している自治体へ転出する場合、証明カードの返還手続きは不要です。引っ越し先の自治体で継続申告の手続き及び東大阪市の証明カードの返還を行ってください。(手続きの詳細については、引っ越し先の自治体へご確認ください。)

(2) 東大阪市から自治体間連携先以外へ転出する場合

東大阪市の証明カードの返還手続きをお願いします。新しい証明カードの手続き方法については、引っ越し先の自治体へご確認ください。東大阪市の証明カードの返還方法は「7. 証明カードの紛失・返還等」をご確認ください。

10. Q & A

Q1. パートナーシップ制度と婚姻制度は違うものですか？

A1. 婚姻は法律に基づき行われるものであり、相続や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、東大阪市が行うパートナーシップ制度は市が独自に実施するものであり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。

Q2. 届出を行うことができるのは同性同士のみですか？

A2. 双方又は一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして相互に協力しあうパートナーシップ関係のお二人で、「2. 届出をすることができる方」の1～5の要件を満たす方であればどなたでも届出は可能です。

Q3. 同居していないと届出はできませんか？

A3. どちらか一方が東大阪市民であり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束したお二人であれば、必ずしも同居している必要はありません。

Q4. 養子縁組をしています、届出は可能ですか？

A4. 可能です。

Q5. 婚姻関係がある人でも、届出は可能ですか？

A5. 独身証明書等を提出することにより、法的に婚姻関係でないことを確認した後、届出を行うことができるため、婚姻関係がある人についてはパートナーシップの届出はできません。

Q 6. 届出にあたり、費用は発生しますか？

A 6. 発生いたしません。ただし、届出にかかる住民票等の発行費用は発生します。

Q 7. 代理で届出を行うことは可能ですか？

A 7. 代理でのご提出もしくは郵送での送付は可能です。ただし、証明カードを受け取る際は必ず届出者がお二人そろってご来庁いただく必要があります。病気等のご事情により、来庁が難しい場合はお電話にてご相談ください。また、自署することが困難な場合は代筆も可能です。代筆の際は代筆者記入欄もご記入ください。

Q 8. 届出をすると、戸籍や住民票の記載は変わりますか？

A 8. 法律に基づく手続きではないため、戸籍や住民票の記載は変わりません。

Q 9. 土日（土曜開庁日を含む）に届出及び証明カードの受け取りはできますか？

A 9. できません。窓口への持参の場合は、平日（12月29日から1月3日、祝日を除く）の9時から17時30分までにご持参ください。

Q 10. 証明カードの即日交付は可能ですか？

A 10. 基本的には出来ませんが、事前にご相談ください。ただし即日交付が可能な場合でもお渡しまでに1～2時間のお時間をいただくことがあります。

Q 11. 証明カードを交付の際に個室での対応は可能ですか？

A 11. 可能です。お電話にて事前にご相談ください。

Q 12. 届出をしたことが誰かに知られませんか？

A 12. 届出はお二人のみの手続きで完結し、証明カード交付時もプライバシーに配慮した形で行います。いただいた個人情報はパートナーシップ制度に関する事務でのみ利用し、

当課において厳重に取り扱います。

Q13. 証明カードは、公的な本人確認書類として利用できますか？

A13. 利用できません。お二人がパートナーシップの関係にあることを届け出した事実を証明するものです。

Q14. 届出者の一方が亡くなった時に届出をしていた事実を証明する方法はありますか？

A14. 失効した証明カードについては、不正利用等を防止するため、届出者から市へ返還していただくこととしていますが、届出者の一方が亡くなった場合には、失効したとわかる形で市から届出者へ証明カードを返還可能です。事前にご相談ください。

Q15. なりすましや悪用はされませんか？

A15. 届出手続きの際には、住民票の写し及び戸籍謄本等の提出と、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。また不正利用や偽造・変造が認められた場合には、証明カードを返還いただきます。

東大阪市パートナーシップ制度ガイドブック

令和8（2026）年6月発行

東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話 06-4309-3300 FAX 06-4309-3823